第２号様式（第６条第１項）

（第１面）

都市景観協議申出書

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日　（申出先）横浜市長住所申出者　氏名　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　　）住所（代理者）氏名連絡先横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第９条第２項の規定により、次のとおり都市景観協議を申し出ます。 |
| １ | 都市景観協議地区の名称 | みなとみらい２１中央地区都市景観協議地区 | 地区区分の名称 | □みなとみらい大通り沿道地区　　　　　□その他　 |
| ２ | 都市景観形成行為を行う敷地等の位置等 | 横浜市　　　　区 |
| ３ | 都市景観形成行為の種類 | □　建築物の建築等□　工作物の建設等□　開発行為等■　屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置□　その他の行為（土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の積、特定照明、その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕） |
| ４ | 特定都市景観形成行為の該当 | 有　・　 |
| ５ | 都市景観形成行為の着手予定日 | 年　　　月　　　日 |
| ６ | 都市景観形成行為の完了予定日 | 年　　　月　　　日 |
| ※受付処理欄 |
| 受付年月日 | 年　　　月　　　日 |
| ※条例第21条により、申出書および添付図書その他関係図書の閲覧に同意します。 |

（注意）１　申出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

２　※印の欄は、記入しないでください。

３　魅力ある都市景観を創造するための方針及び行為指針の内容に照らして、必要な事項について記載してください。

４　同一の敷地等について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の申出書によることができます。

５　次の図書を添付してください。（行為の種類や規模等により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部を省略することができます。）

(1) 位置図（敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示するもの）

(2) 当該敷地等及び当該敷地等の周辺の状況を示す写真

(3) 建築物、工作物、アプローチ、外構及び緑地等の敷地等における配置・整備方針を示すもの

(4) 街並み等と立面計画との関係を示すもの（市長が認めた種類の行為にあっては、添付を省略することができます。）

(5) 平面図その他市長が必要と認める図書

（Ａ４）

（第２面）

都市景観形成行為の概要

１　建築物の建築等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　行為の種類 | □新築　□増築　□改築　□移転 | □修繕　□模様替　□色彩変更 |
| イ　用途 |  |
| ウ　敷地面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| エ　高さ(階数） | 　　　　　　　　　　　ｍ　　　（地下　　　　　　階、地上　　　　　　階） |
| オ　行為面積 | 延床面積　　　　　　　　　　　　　　　㎡増築面積　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | 外観変更面積　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| カ　その他 |  |
| ２　工作物の建設等 |
| ア　行為の種類 | □新設　□増築　□改築　□移転 | □修繕　□模様替　□色彩変更 |
| イ　用途(種類) |  |
| ウ　敷地面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| エ　規格(ｻｲｽﾞ) |  |
| オ　行為面積 | 築造面積　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | 外観変更面積　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| カ　その他 |  |
| ３　開発行為等 |
| ア　区域の面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| イ　予定建築物の用途 |  |
| ウ　法(ﾉﾘ)の高さ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｍ |
| エ　敷地面積の最小規模 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| オ　木竹の保全等の面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| カ　その他 |  |

４　屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

|  |  |
| --- | --- |
| ア　行為の区分等 | □自己用　　　　　　　　□非自己用 |
| □壁面看板（　　箇所）　□袖看板（　　箇所）□広告塔・広告板（　　箇所）　□その他（　　　　　、　　　　　箇所） |
| イ　規模(規格/ｻｲｽﾞ)等 | □壁面看板　　　　　　　 |  |
| □袖看板 |  |
| □広告塔・広告板 |  |
| □その他（　　　　） |  |
| ウ　その他 |  |

５　その他の行為

|  |  |
| --- | --- |
| ア　行為の種類 |  |
| イ　行為の内容 |  |
| ウ　その他 |  |

（注意）　項目が多い場合は、別紙で提出できます。

（Ａ４）

（第３面）

計画趣旨等説明書

敷地特性等の説明

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地特性や敷地の周辺状況、景観的特徴など | ※あてはまるものすべて選択ア　建物名称又は施設名称：　　　　　　　　　　　　イ　建物形態：□本設建築物　　□暫定利用施設　　□その他（　　　　　　　　）ウ　地区計画の地区区分：　　　　　　　　　　　　　ゾーン　　エ　建物又は店舗等が面す：□　　　　　　　　　　　　　通り　る道路等　　　　　　　□ペデストリアンネットワーク　　　　　　　　　　　　　□グランモール公園　□桜木町駅前広場□その他の道路オ　隣接する公共公益施設：□　　　　　　　駅　　□　　　　　　　公園・パーク、水際線プロムナード□その他（美術館、国際会議場、　　　　　　　　　）カ　その他：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

計画趣旨説明

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 魅力ある都市景観を創造するための方針 | 配慮すべき｢行為指針｣ | 都市景観の形成に関する申出者の考え方 |
| **方針３**みなとみらい２１地区の特性を生かし、横浜の顔となるような街並みを創る。 | **１０　屋外広告物** |
|  | (1) | 屋外広告物は、次に掲げる基準に基づき、秩序ある広告景観を形成し、街のにぎわいを創出する。ただし、街のにぎわい創出や活性化を目的としたエリアマネジメント活動（※）によるもので「11にぎわい形成」に適合するものは、この限りではない。ア　屋外広告物は、にぎわいの創出に効果的な色彩、デザイン等について工夫し、別表１（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例　みなとみらい２１中央地区都市景観協議地区　参照）に掲げる質の高い広告景観を創造する。イ　屋外広告物は、地区内外から眺望景観、街路景観を配慮し、形状、大きさ、配置等について別表２（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例　みなとみらい２１中央地区都市景観協議地区　参照）に掲げるものによる秩序ある広告景観を形成する。※地区全体の活性化に資する活動（エリアマネジメント団体（一般社団法人横浜みなとみらい２１）が主催する活動若しくは主体的に参加する実行委員会等が実施する活動又は複数施設で連携して取り組むイベント活動等）をいう。「11　にぎわい形成」においても同様とする。 |  |

（注意）　項目が多い場合は、別紙で提出できます。

（Ａ４）